

議案第29号

備前市児童福祉年金条例の一部を改正する条例の制定について

備前市児童福祉年金条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年2月25日提出

備前市長 田 原 隆 雄

備前市条例第 号

備前市児童福祉年金条例の一部を改正する条例

備前市児童福祉年金条例(平成17年備前市条例第125号)の一部を次のように改正する。

第10条を次のように改める。

第10条 削除

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第29号参考資料
備前市児童福祉年金条例新旧対照表

改正案	現行
<p>第10条 削除</p>	<p>(時効) 第10条 年金を受ける権利は、その支給事由が生じた日から10年間行われな いときは時効により消滅する。 2 時効の期間満了の時に当たり天災その他避けることのできない事変のため年金の支給を請求することができないときは、その事由がやんだ日から14日以内は時効は完成しない。時効の中断、停止その他の時効に関する規定は、民法(明治29年法律第89号)の時効に関する規定を適用する。</p>